

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和6年1月31日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
秋葉 好美	秋葉好美後援会	令和5年11月30日
戸田 智恵子	戸田ちえこ後援会	令和5年12月5日
橋本 礼子	橋本れい子と君津市民ネットワーク	令和5年12月15日
斉藤 真理	斉藤まり後援会	令和5年12月20日